

令和3年度 第1回福岡県指定管理者選定委員会

- 日 時：令和3年6月28日（月）13時30分～
- 場 所：特9会議室（県庁10F）・オンライン会議形式（Webex 使用）

【事務局】

皆様お揃いとなりましたので、ただいまから指定管理者選定委員会を始めたいと思います。

まず、本年度の選定委員会委員の委嘱についてご説明いたします。本来であれば、本日この場で委嘱状を皆様にお渡しすべきでしたけれども、オンライン開催となりましたので、事前に郵送させていただいております。

本日は第1回目の委員会ですので、委員長が選出されるまでの間は、事務局で進行させていただきます。

それでは、行政経営企画課長よりご挨拶を申し上げます。

本日は、大変お忙しい中、「福岡県指定管理者選定委員会」にご出席いただき、誠にありがとうございます。また、委員の皆様におかれましては、本委員会の委員を快くお引き受けいただき、重ねてお礼を申し上げます。今年1年間、どうぞよろしく願いいたします。

さて、昨年度は、「福岡県国際文化情報センター」をはじめとした4施設について、本委員会で熱心にご議論をいただきました。お陰様で、県議会での議案もスムーズに可決され、本年4月から、指定管理業務が行われているところでございます。

今年度は、来年3月末をもって指定期間が終了する「福岡県立あまぎ水の文化村」などの17施設について、ご議論をいただきたいと考えております。これらの施設については、今年度中に次期指定管理者を選定し、議会の議決を経て、指定を行うこととなります。このため、選定方式や指定期間、評価項目・評価基準などにつきまして、本日の委員会でご意見をいただきたいと考えております。

限られた時間ではございますが、どうか忌憚のないご意見を賜り、より良い指定管理者制度の運用にご協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

それでは、福岡県指定管理者選定委員会の設置要綱に基づきまして、委員長、副委員長の選出を行いたいと思います。

事務局の案を説明させていただきます。昨年度の選定委員会におきまして、委員長、副委員長を務めていただきました〇〇委員、〇〇委員に、引き続き委員長と副委員長をお願いしたいと考えておりますけれども、皆様いかがでしょうか。

●委員

（異議なし）

【事務局】

特に異議ないということですので、引き続き委員長を〇〇委員に、副委員長を〇〇委員をお願いしたいと考えます。

次に、議事の公開について確認しておきます。本選定委員会の議事は昨年度と同様に非公開とし、委員会資料、議事録を公開することとしたいと思います。なお、委員会資料のうち、協議を行う上で重要かつ注意を要するものについては、委員長の判断によりお諮りしたいと思います。

また、議事録につきましては、固有名詞は出さずに、予め委員の皆様を確認をしていただいて、県のホームページで公開したいと考えております。議事の公開につきましては、以上のように考えておりますけれども、よろしいでしょうか。

●委員

(異議なし)

【事務局】

ありがとうございます。それでは、この後の進行につきましては、委員長の〇〇委員にお願いしたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

●委員長

それでは、これより令和3年度第1回指定管理者選定委員会を開会します。本日の議事は、お手元の次第に沿って進めさせていただきます。

まずは、協議事項について、事務局より説明をお願いいたします。

【事務局】

(事務局から選定対象施設、スケジュール、選定施設の概要、指定管理者の選定方式、募集要領等について説明) (資料1～5、参考資料1～2)

●委員長

では、委員の皆様から、ご意見・ご質問をいただきたいと思っております。ご意見、ご質問、ご答弁、出来る限り簡潔をお願いいたします。

●委員

「あけぼの園」について、福岡コロニーが指定管理者になっていますけれども、ここが廃止になる可能性があるということでしょうか。その理由として、ネーミングライツが適用される可能性があつて、どこか他の事業者が入ってくる可能性があるのか。「あけぼの園」について廃止も含めた方向性とか説明をもう少し聞かせてもらえればと思うのですが、いかがでしょうか。

【事務局】

事務局から説明いたします。まず、ネーミングライツ自体は、他の施設にも可能性があるということで記載しており、個別選定をする直接の理由ではございません。

「あけぼの園」は、平成29年からの5年間を計画期間とする現在の行政改革大綱において、障がい者の就労支援施設が民間でも対応可能であることから、県営施設として運営する必要性について検討しています。結論次第では、施設の民間移譲や廃止といった可能性がありますが、今回5年間で指定管理者を公募すると、5年間運営する必要があるため、暫定的に2年延長するため個別選定としております。

●委員

「あけぼの園」は設置年が昭和26年と相当古いですが、元はなんだったのか。それから青少年科学館の委託先である青少年科学館運営グループというのはどういう方々なのか。3点目、総合プールですが、臨時職員と書いてあるのはプールの監視員か何かでしょうか。お答えを3点お願いします。

【障がい福祉課】

あけぼの園を所管しております、障がい福祉課でございます。「福岡県障がい者就労支援ホームあけぼの園」は、もともと昭和23年に白木原傷痍者授産場ということで設置されております。その後、昭和26年に身体障がい者に対して職業訓練を行い社会復帰させる施設となり、その後、平成18年度から指定管理者制度を導入しまして、現在に至ります。

【教育庁社会教育課】

青少年科学館を所管しております、教育庁社会教育課でございます。青少年科学館運営グループは、公益財団法人と民間企業で共同事業体を組んでおり、科学教育の分野が公益財団法人、プラネタリウムの運営については、民間企業が担い運営しております。

【教育庁体育スポーツ健康課】

教育庁体育スポーツ健康課でございます。総合プールの臨時職員2名は、指定管理のグループにある民間企業が雇用しており、主な業務としては受付業務などを担っております。

●委員長

他にありますか。

●委員

ネーミングライツとキャッシュレス決済について、各施設見ていると、あるところとないところがありますが、やはり特殊性というか一斉に導入できないというところがあるのでしょうか。

【事務局】

事務局からお答えします。まず、ネーミングライツについて、具体的に募集する動きは現時点ではありませんが、将来的にそういう制度を導入する可能性もございますので、確認として入れさせていただきます。いろんな事情から募集が考えにくいような施設については、入れていないところがございます。

キャッシュレスについては、施設の利用料金等について対応できるようにということで、本年4月から順次導入しているところですが、基本的に利用料金が発生するような施設は原則入れるようになっております。無料施設は料金が発生しませんので、キャッシュレスの記載はございません。

●委員

公園なんかはいらないだろうと。

【事務局】

そうですね。

●委員

分かりました。ありがとうございます。

●委員長

他にございませんでしょうか。

●委員

「あけぼの園」について、寮のような個別の宿泊施設があり、普通のA型の就労継続支援では作れない施設だと思いますが、廃止となると、利用者の方ががっかりされるのではないのでしょうか。

【障がい福祉課】

現在「あけぼの園」は、行政改革大綱によってその在り方について見直しを行っていくと規定されております。指定管理開始時と比較すると、障がい福祉施設が増加し、そのサービスが向上していることから、その在り方について検討を進めておりますが、結論はまだ出ておりません。現在、「あけぼの園」には30人入所の方がいらっしゃるということで、慎重に検討する必要があると考えております。今回、2年の個別選定とさせていただき、在り方の検討を行っていくということで考えております。

●委員長

他にございませんでしょうか。

●委員

5ページ「あまぎ水の文化村」の「3 施設の管理」のところ、令和2年度を見ると、管理運営経費が収入の合計を上回るということは、赤字ということでしょうか。それと比較する形で7ページの「あけぼの園」については、収入は逆転しているので、黒字になっているのでしょうか。

【事務局】

7ページの「あけぼの園」に関しては、県からの管理経費の支出はありませんので、黒字ということになっているかと思います。5ページの「あまぎ水の文化村」は、文化振興課さんのほうからお答えいただいていた方がいいですか。

【文化振興課】

「あまぎ水の文化村」を所管しております文化振興課です。管理経費は赤字が出ています。基本的には、基本財産の運用益で賄っていますけれども、赤字が出た分については、指定管理者である「(公財)あまぎ水の文化村」のこれまでの繰越金を充当しているような形になっています。

●委員

実質的には令和2年度赤字ということですよ。

【文化振興課】

そうなります。

●委員

「あけぼの園」の「5 利用状況」を見ると、「就労移行」のパーセンテージが年々減って行って、令和2年度に至っては0%になっていますが、就労に移行する人がいなくなっている、就労移行の実績が年々減っていているということなののでしょうか。

【障がい福祉課】

一般就労に繋げていく就労移行は減っていますが、就労継続支援B型という、障がいをお持ちの方に就労についての訓練等を行うというニーズがございまして、そちらのほうについては増えているという状況です。

●委員

わかりました。ありがとうございます。

●委員長

他にはございませんでしょうか。

●委員

利用料収入を得て、管理経費に充当している施設は、コロナで休館になると厳しいのではないかとありますが、このあたりの指定管理料の取り決めみたいなものはありますでしょうか。

【事務局】

コロナの影響で施設自体が閉館になったケースがかなりございまして、利用料金が見込めないところはたしかにあります。今回募集する段階では、基本的にそういう影響がない前提での計算にはなっていますが、そのような不測の事態で利用料金が見込めないような場合は、県からの補填等について検討するようにしております。現に昨年度分の指定管理料につきましても、施設によっては、そのような事情を考慮しております。

コロナに関してはいつ終息するというのがまだ正直見えないところもあります。今回の募集は、来年度から5年間についての募集になりますので、もしかしたら影響はないかもしれませんが、やはりコロナの影響が残って施設が開けない等により、利用料金が見込みより少ない可能性もありますので、

そのような場合はまた個別に対応させていただく予定にしております。

●委員

募集要領等での説明は不要なのでしょうか。

【事務局】

募集要領の中で指定管理者と県の責任分担等について記載する中で、一般的な物価や金利変動に伴う分については指定管理者の責任になっておりますが、事故や火災といった不測の事態につきましては協議事項という形で整理をしておりますので、その都度個別に整理をさせていただきます。現地説明会等の中でもそういった部分は説明させていただきたいと考えております。

●委員長

他にはございませんか。

●委員

事業計画書の中でシフトの配置を細かく書かせる施設と、そうではない施設がありますが、何か理由があるのでしょうか。

【事務局】

提案していただく事項の標準形を事務局で策定していますが、施設ごとの判断で記載が変わっている部分があるかと思えます。

●委員

前回に合わせて内容が変わっているということでしょうか。記載方法を細かく定めている施設と、そうではない施設があったので、何かあったのかと思ひまして。

【事務局】

労務管理、勤務体制の記載は、昨今の働き方改革を含めた動きを踏まえ、指定管理の中でも重視していこうということで今回、項目を追加しております。その中で標準的な内容を事務局から示していますが、より具体的に確認したいというような施設それぞれの事情に合わせて、詳しく提案を求めているようなところもあろうかと思ひます。

●委員長

意見交換はこれぐらいにいたしまして、次に現地視察について事務局から説明をお願いします。

【事務局】

(事務局から現地視察について説明) (資料6)

●委員長

では、現地視察について何かご意見、ご質問がございましたらお願いします。

●委員

(特になし)

●委員長

では、活発なご議論ありがとうございました。これで一通り終了したようですので、事務局におかれましては、各委員の意見を尊重していただきまして、指定管理者の募集が適切に行われるようお願いいたします。

本日の委員会はこれにて閉会したいと思います。次回は、団体の選定についての協議になりますので、また一堂に会しましてできればいいなと思ひます。ありがとうございました。